

登米祝祭劇場 3月のイベント情報

開催日	内容	問い合わせ
4㊥	<p>●独眼電カミナリ presents お笑い合戦 春の陣 2023 【時間】午後1時30分 【会場】大ホール 【入場料】3800円(4歳以下は膝上の場合無料)</p>	登米祝祭劇場 ☎0220(22)0111
19㊥	<p>●登米ジュニア吹奏楽団 スプリングコンサート 【時間】午後1時30分 【会場】大ホール 【入場料】500円</p>	同楽団 ☎0220(34)3719

※3月の休館日は、6日、13日、20日、27日です
※入場料は前売り価格です
※手洗い、消毒、マスク着用、換気の励行をお願いします
※クラスター発生に対処するため、全てのイベントで、入場者の氏名・連絡先などを記入していただきます
※利用内容により、施設の入場定員が制限される場合があります

ホストファミリーバンク 登録者募集

市は、海外姉妹都市などからの青少年訪問団や、ホームステイを希望する外国人を受け入れる家庭の事前登録制度「登米市国際交流ホストファミリーバンク」の登録者を募集しています。

ホストファミリーに登録して、身近な国際交流を体験してみませんか。

【登録要件】次のすべてに該当する家庭①登録申請しようとする代表者が18歳以上の家庭②世帯人数が2人以上で、世帯全員の同意を得ている家庭③世帯構成員の1人以上が市内に居住または在勤、在学している家庭④宿泊、食事、送迎などの基本的な日常生活の支援を提供できる家庭

【登録方法】ホストファミリーバンク登録申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請は随時受け付けています

※登録申込書は観光シテイプロモーション課に備え付けのほか、市公式ホームページからもダウンロードできます

【受け入れまでの流れ】①市から登録家庭へ受入依頼通知を送付②登録家庭は受け入れの可否を市へ連絡③市で受け入れ可能な家庭と調整し、受入家庭を決定

【申し込み・問い合わせ】まちづくり推進部観光シテイプロモーション課(ふるさと定住係)
☎0220(23)7331

あなたの会社広告を市公用車に

市公用車への広告掲載希望者を募集します。皆さんのお店などの走る広告塔として活用ください。

【対象者】事業所や事務所、店舗などを持つ個人、法人

【申込期間】2月20日(月)～3月8日(水)

【掲載料】1台当たり月額4千円

※複数台は割引引きあり

【申込方法】申込書に必要事項を記入して郵送または持参してください

※申込書は総務部総務課で配布するほか、市公式ホームページからもダウンロードできます

【申し込み・問い合わせ】総務部総務課(財産係)
〒987-0511 / 登米市 追町佐沼字中江2-6-1
☎0220(22)2091

を月4枚まで利用できます

※各事業とも、令和4年1月1日以降に登米市に転入した人は、転入前の住所地で発行する住民税課税(非課税)証明書を取得する必要があります

【問い合わせ】福祉事務所生活福祉課(障がい福祉係)
☎0220(58)5552
☎0220(58)2375

農業者年金に加入して豊かな老後生活を

農業者年金は、農業者がより豊かな老後の生活を過ごせるように、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年

間60日以上農業に従事する60歳未満の人であれば、農業経営者、家族従事者など、誰でも加入できます。

※加入者は保険料と合わせて国民年金の付加保険料(月額400円)の納付が必要です

【メリット】▼自身の生活設計に合わせて、保険料を自由(月額2万～6万7千円)に決めることができます▼支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります▼「認定農業者で青色申告者」など一定の要件を満たす人は保険料の国庫補助(政策支援)があります

【問い合わせ】農業委員会事務局(農政総務係)
☎0220(34)2317

お知らせ

自動車燃料費・タクシー利用費の助成

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級・内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車を所有し運転する、またはその自動車を障がい者のために運転する同居者②身体障害者手帳下肢3級で自動車を所有し運転する

③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2・内部3級の人のために自身が所有する自動車を運転する同居者

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外

【対象車両】普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち4輪

以上のもの※携行缶など、対象車両以外の給油はできません

【申請手続き】3月1日(水)から、各総合支所で申請を受け付け、自動車燃料費助成券を交付します

【持参するもの】①障害者手帳②運転免許証③「車検証」および電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」④印鑑

【助成券の使い方】給油の際に、助成券(1枚千円)を月2枚まで利用できます

【福祉タクシー利用助成事業】【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級②身体障害者手帳3級のうち、呼吸機能障がい者で、酸素濃縮器を常時利用している、または体幹・下肢機能障がい者で車いす移動に限られる③療育手帳A④精神障害者保健福祉手帳1・2級

※障害者自動車燃料費助成事業や透析患者通院費助成事業の利用者は対象外

【申請手続き】3月1日(水)から、各総合支所で申請を受け付け、利用券を交付します

【持参するもの】①障害者手帳②印鑑

【利用券の使い方】タクシー乗車時に利用券(1枚500円)

ねんきんだより

異動時期は国民年金の手続きを忘れずに

年金加入者は、職業などにより、3つの種別に分かれます。20～60歳の間に種別が変わる場合は、届け出が必要です。

【保険料の納付】給料から保険料が天引きになる会社員などと異なり、自営業者、農業従事者、学生などの第1号被保険者は、自分で保険料月額1万6590円(令和5年3月末時点)を納めなければなりません。加入手続き後、納付

【問い合わせ】古川年金事務所 ☎0229(23)1200
▼市民生活部国保年金課(年金医療係) ☎0220(58)2166

■第1号被保険者 (自営業者、農業従事者、学生、無職の人など)		
こんなとき	変更後の種別	届け出先
就職して厚生年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先
■第2号被保険者 (会社員、公務員など)		
こんなとき	変更後の種別	届け出先
退職したとき	第1号被保険者	各総合支所 市民課
退職して第2号被保険者である配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先
■第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている年収130万円未満の配偶者)		
こんなとき	変更後の種別	届け出先
収入増加などで扶養から外れたとき	第1号被保険者	各総合支所 市民課
扶養している配偶者が65歳になったとき	第2号被保険者	勤務先
就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
扶養している配偶者の勤務先が変わったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先

人と環境への新しい優しさを目指して
お気軽にご相談下さい

株式会社 清建 環境プロバイダ

本社 / 〒987-0511 宮城県登米市追町佐沼字南駒木袋212-3
TEL.0220-22-7085 FAX.0220-22-7658

有限会社 清建物流
TEL.0220-22-9430 FAX.0220-21-1535
本社 / 〒987-0512 宮城県登米市追町森字平柳14-1

仙台(営) / 〒989-3127 宮城県仙台市青葉区愛子東三丁目7番2号 広告
TEL.022-799-7213 FAX.022-799-7214

南三陸(営) / 〒986-0782 宮城県本吉郡南三陸町入谷字大船沢313
TEL.0226-46-1027 FAX.0226-46-2122
URL www.kkseiken.co.jp E-mail info@kkseiken.co.jp

有限会社 リースキン宮城
TEL.0220-22-3431 FAX.0220-22-3495
〒987-0511 宮城県登米市追町佐沼字 下田中53番地8

厚生労働大臣許可 指定居宅サービス事業所
有限会社 はさま看護婦・家政婦紹介所
すずらん保育園
TEL.0220-22-8064 FAX.0220-23-2728
〒987-0511 宮城県登米市追町佐沼字中江2丁目21(中江ビル)
【すずらん保育園】TEL.0220-23-8688

一日一組限定の特別な空間



萩

セレモニーホール

市民葬祭

誠香社

24時間受付
0220-34-4856(代表)